

## 熊本県シカ被害造林地機能回復支援事業実施要領

### (趣旨)

**第1条** この要領は、シカ被害造林地機能回復支援事業（以下「**事業**」という。）の実施に関し、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「**規則**」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「**要項**」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (目的)

**第2条** この事業は、造林地におけるシカ被害発生箇所について、シカ被害防止施設の復旧や補植による機能回復を行うことで、森林の健全な育成を目的とする。

### (事業の内容等)

**第3条** 事業の内容、実施主体、補助率、採択基準等については、別表のとおりとする。

### (事業実施計画の作成)

**第4条** 要項第3条の事業実施計画書（以下「**計画書**」という。）は、**別記第1号様式**のとおりとする。

2 実施主体は、計画書の作成に当たっては、事業の趣旨を踏まえ、森林法第10条の5に基づき策定された市町村森林整備計画、及び鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置法に関する法律第4条に基づき策定された被害防止計画（以下「**市町村計画**」という。）との調整を図るものとする。

### (事業実施計画書の提出)

**第5条** 実施主体は、**別記第2号様式**に要項第3条の事業実施計画承認申請書と前条の計画書を添えて、関係市町村長に提出するものとする。

2 市町村長は、実施主体から計画書の提出があったときは、その内容を確認し、市町村計画の達成に資すると認められるもの等について、管内分を取りまとめのうえ、**別記第3号様式**により所管の広域本部地域振興局長（熊本市にあっては、農林水産部長。以下「**局長等**」という。）を経由して知事に提出するものとする。

### (事業実施計画の承認)

**第6条** 知事は、前条第2項の規定により提出された計画書の内容が適当であると認めるときは、これを承認し、**別記第4号様式**に計画承認通知書（**別記第5号様式**）を添えて、関係市町村長に通知するものとする。

2 市町村長は、前項の規定による通知があったときは、別記第 6 号様式に計画承認通知書を添えて、実施主体に通知するものとする。

#### (事業実施計画の変更)

第 7 条 要項別表の計画変更申請要件の欄に掲げる変更事由は、各広域本部地域振興局の管轄する区域ごと、かつ、実施主体ごとに適用するものとする。

- 2 要項第 5 条第 1 項の事業実施変更計画書は、別記第 7 号様式のとおりとする。
- 3 事業実施変更計画書の提出については、第 5 条の規定を準用する。
- 4 事業実施変更計画の承認については、前条の規定を準用する。

#### (補助金の交付申請)

第 8 条 規則第 3 条及び要項第 6 条の規定による補助金の交付申請書は、局長等を経由して知事に提出するものとする。

- 2 要項第 6 条第 2 項第 1 号の事業計画書は、別記第 8 号様式によるものとする。

#### (補助金交付申請書の進達)

第 9 条 広域本部地域振興局長は、前条の補助金の交付申請書の内容を確認のうえ、農林水産部長に進達するものとする。

#### (補助金の変更交付申請)

第 10 条 規則第 7 条第 1 項及び要項第 8 条第 1 項の変更事由は、各広域本部地域振興局の管轄する区域ごと、かつ、実施主体ごとに適用するものとする。

- 2 規則第 7 条第 1 項及び要項第 8 条第 2 項の変更申請については、第 8 条及び第 9 条（前 2 条）の規定によるものとする。

#### (補助金交付の条件)

第 11 条 補助金交付の条件は、規則第 5 条第 1 項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 規則、要項及びこの要領に従わなければならない。
- (2) 補助事業施行地について、事業完了年度の翌年度から起算して 20 年以内に森林以外の用途へ転用し、又は補助事業施行地の立木を全面伐採除去してはならない。
- (3) 知事は、前 2 号の条件に違反した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

#### (完了届)

第 12 条 実施主体は、事業が完了したときは、速やかに事業完了届（別記第 9 号様式）に次の書類を添えて、局長等に提出するものとする。

- (1) 事業完了一覧（別記第 10 号様式）

- (2) 剥皮被害防止資材設置について、国庫補助事業を併用している場合は、当該国庫補助事業の交付申請書（帳票）の写し（事業を行った箇所に丸印を付け、施行本数の欄の下段に事業に係る事業量を朱書きすること。）
  - (3) シカ被害防止施設の機能回復事業について、国庫補助事業の下刈りを申請している場合は、当該国庫補助事業の交付申請書（帳票）の写し（事業を行った箇所に丸印を付けること。）
  - (4) 事業着手前及び事業完了後の写真（全景及び近景写真）
  - (5) 事業を実施した箇所の位置図（施行地の位置を示した5万分の1地形図又はこれに準ずるもの）
  - (6) 事業を実施した箇所の区域図（施行地の区域を示した森林計画図又はこれに準ずる縮尺5千分の1程度の地形図）
- 2 国庫補助事業の補助金交付申請に伴うしゅん工検査が完了しているものについては、前項第4号から第6号までの書類の添付を省略できるものとする。

#### （県のしゅん工検査）

**第13条** 局長等は、前条の完了届の提出があったときは、別に定める熊本県シカ被害造林地機能回復支援事業しゅん工検査要領に基づき、しゅん工検査を行うものとする。

#### （実績報告）

**第14条** 規則第13条及び要項第13条の規定による実績報告書は、事業の完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い期日までに、局長等を経由して知事に提出するものとする。

2 補助金の全額を概算払により受けた場合における実績報告書の提出期限は、前項の規定にかかわらず、事業完了年度の翌年度の4月30日までとする。

3 要項第13条第2項第1号の事業実績書は、別記第11号様式によるものとする。

#### （補助金の概算払請求）

**第15条** 実施主体は、補助金の交付を概算払により受けようとするときは、要項第15条第2項の概算払請求書を、局長等を経由して知事に提出するものとする。

2 局長等は、提出のあった概算払請求書に出来高調書（別記第12号様式。広域本部地域振興局の林務課長又は林務担当班長等が内容を証明したもの）を添えるものとする。

#### （補助金の返還等）

**第16条** 実施主体は、事業完了年度の翌年度から起算して20年以内に、施行地を森林以外の用途に転用（施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、

地上権等の設定をさせた後、施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)する行為、又は施行地上の立木を全面伐採除去する行為その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする施行地につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければならない。

2 実施主体は、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため、補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、前項の規定にかかわらず、補助金相当額の返還の減免につき、知事に協議することができるものとする。

3 第1項の規定により補助金の交付を受けた者が知事に補助金を返還する場合は、次に掲げる資料を提出するものとする。

- (1) 補助金交付申請書 (写し)
- (2) 補助金交付決定通知書 (写し)
- (3) 補助金額の確定通知書 (写し)
- (4) 第18条第1項により作成した台帳等 (写し)
- (5) 補助金返還に係る区域を示す図面 (森林計画図又はこれに準ずるもの)
- (6) 現況写真
- (7) 該当する場合は、林地開発許可関係書類 (写し)

#### (財産の処分の制限)

第17条 要項第17条第1項の財産の処分の制限をする期間は、5年とする。

#### (事業完了後の台帳等の整理)

第18条 実施主体は、台帳 (別記第13号様式)、事業を実施した箇所の位置図 (5万分の1地形図又はこれに準ずるもの) 及び森林計画図 (縮尺5千分の1) (以下「台帳等」という。) を4部 (熊本市内の実施主体にあつては3部) 作成し、うち1部を適切に保管するものとする。

2 前項の台帳は、剥皮被害防止資材設置のうち国庫補助事業を活用したもの、及び森林保全再生整備については、当該国庫補助事業の交付申請書 (帳票) の写しを用い、事業を行った箇所に丸印を付け、施行本数欄の下段に本事業に係る事業量を朱書したのものをもって代えることができる。

3 実施主体は、第1項で作成した台帳等のうち1部を市町村長に提出するものとする。

4 実施主体は、第1項で作成した台帳等のうち2部 (熊本市内の実施主体にあつては1部) を第14条の実績報告書に添付して、局長等に提出するものとする。

5 広域本部地域振興局長は、提出のあった台帳等のうち1部について、翌年度の4月30日までに農林水産部長に提出するものとする。

6 市町村長及び局長等は、台帳等を適切に保管するものとする。

(雑則)

**第19条** この要領に定めのない事項については、別に定める。

**附 則**

この要領は、令和4年7月14日から施行し、令和4年度事業から適用する。

**附 則**

この要領は、令和5年6月2日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和6年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

事業の内容	実施主体	事業期間	補助率	採択基準																
<p>1 シカ被害防止施設の機能回復事業 過去に設置したシカ被害防止施設の復旧・補植に係る経費の助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林組合</li> <li>・生産森林組合</li> <li>・森林組合連合会</li> <li>・施業実施協定締結者</li> <li>・森林経営計画の認定を受けた者</li> <li>・市町村との協定締結者</li> <li>・森林所有者（市町村、森林整備法人等を除く。）</li> <li>・「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）」に規定する特定間伐等促進計画に登録された事業実施主体</li> </ul>	<p>平成2年度～令和6年度</p>	<p>定額補助</p> <p>① 点検 2,188 円/ha 以内</p> <p>② 復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シカネット全復旧                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常タイプ 739 円/m 以内</li> <li>・スカートタイプ 919 円/m 以内</li> </ul> </li> <li>・シカネット一部復旧（ネットのみ）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常タイプ 611 円/m 以内</li> <li>・スカートタイプ 759 円/m 以内</li> </ul> </li> <li>・シカネット一部復旧（支柱のみ）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常タイプ 516 円/m 以内</li> <li>・スカートタイプ 580 円/m 以内</li> </ul> </li> </ul> <p>③ 補植</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテナ苗 205 円/本以内</li> <li>・裸苗 143 円/本以内</li> </ul>	<p>鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画を樹立し、シカに係る侵入防止柵の整備計画を定めた市町村内の森林(国有林、県有林、市町村林、財産区有林及び分収林を除く。)であること。ただし、国庫補助事業を併</p> <p>(1) シカ被害防止施設の復旧を行う場合は、1 施行地の延長が 1m 以上であること。 (2) ③ にあつては、植栽の実施した翌年度から起算して 5 年以内の林分を対象とし、当初に植栽した本数までを上限とした補植であること。 ただし、防護柵の管理記録がある林分に限る。</p>																
<p>2 シカ被害防止柵設置事業 造林地等において国庫補助事業を併用せずにシカ被害防止ネットを設置する際の資材費の助成</p>			<p>定額補助</p> <p>①通常タイプ：512 円/m</p> <p>②スカートタイプ：734 円/m</p>	<p>用するものにあつては、市町村森林整備計画において定められた鳥獣害防止森林区域内で実施されるものであること。</p> <p>(1) 1 施行地の面積が 0.05ha 以上であること。 (2) 1 施行地の植栽（残存）本数が 1,500 本/ha 以上であること。</p>																
<p>3 剥皮被害防止資材（パークガード）設置事業 剥皮被害防止資材（パークガード）を設置する際の資材費の助成</p>			<p>定額補助</p> <p>①国庫補助対象</p> <table border="1" data-bbox="1093 1058 1464 1260"> <thead> <tr> <th>設置本数（本/ha）</th> <th>単価（円/ha）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500 以上 600 未満</td> <td>57,235</td> </tr> <tr> <td>600 以上 700 未満</td> <td>68,682</td> </tr> <tr> <td>700 以上 800 未満</td> <td>80,129</td> </tr> <tr> <td>800 以上</td> <td>91,576</td> </tr> </tbody> </table> <p>②国庫補助対象外</p> <table border="1" data-bbox="1093 1300 1464 1420"> <thead> <tr> <th>設置本数（本/ha）</th> <th>単価（円/ha）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500 以上 600 未満</td> <td>178,000</td> </tr> <tr> <td>600 以上 700 未満</td> <td>214,000</td> </tr> </tbody> </table>	設置本数（本/ha）	単価（円/ha）	500 以上 600 未満	57,235	600 以上 700 未満	68,682	700 以上 800 未満	80,129	800 以上	91,576	設置本数（本/ha）	単価（円/ha）	500 以上 600 未満	178,000	600 以上 700 未満	214,000	<p>防止森林区域内で実施されるものであること。</p> <p>(1) 1 施行地の面積が 0.1ha 以上（国庫補助対象外の場合は 0.05ha 以上）であること。 (2) 1 施行地の設置本数が 500～800 本/ha であること。</p>
設置本数（本/ha）	単価（円/ha）																			
500 以上 600 未満	57,235																			
600 以上 700 未満	68,682																			
700 以上 800 未満	80,129																			
800 以上	91,576																			
設置本数（本/ha）	単価（円/ha）																			
500 以上 600 未満	178,000																			
600 以上 700 未満	214,000																			

			<table border="1"> <tr> <td>700 以上 800 未満</td> <td>250,000</td> </tr> <tr> <td>800 以上</td> <td>286,000</td> </tr> </table>	700 以上 800 未満	250,000	800 以上	286,000		
700 以上 800 未満	250,000								
800 以上	286,000								
<p>4 剥皮被害防止資材（ヒノキ等枝条）設置事業</p> <p>剥皮被害防止資材（ヒノキ等間伐木梢端部）を設置する際の資材費の助成</p>			<p>定額補助</p> <p>上限 186,000 円/ha</p>		<p>(1) 1 施行地の面積が 0.1ha 以上であること。</p> <p>(2) 1 施行地の設置本数が 500～800 本/ha であること。</p>				





第 号  
年 月 日

市町村長 様

所在地  
実施主体  
代表者

〇〇 年度熊本県シカ被害造林地機能回復支援事業実施  
（変更）計画承認申請書について（依頼）

〇〇 年度において、別紙事業実施計画に基づき熊本県シカ被害造林地機能回復支援事業を実施したく、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第3条及び熊本県シカ被害造林地機能回復支援事業実施要領第5条第1項（第7条第3項において準用する同第5条第1項）の規定により提出しますので、内容をご確認のうえ、熊本県知事あて提出いただきますようお願いいたします。

記

（添付書類）

- 1 事業実施計画（変更）承認申請書（熊本県知事あて）
- 2 事業実施（変更）計画書
- 3 事業実施計画箇所位置図（5万分の1地形図）

注）不要な文字は、抹消すること。

別記第3号様式（第5条第2項関係）

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長

〇〇 年度熊本県シカ被害造林地機能回復支援事業実施  
（変更）計画承認申請書について

このことについて、下記の実施主体から熊本県シカ被害造林地機能回復支援事業実施要領第5条第1項（第7条第3項において準用する第5条第1項）の規定に基づく事業実施（変更）計画書の提出があり、内容を確認したところ当市（町村）計画の達成に資すると認められますので、同要領第5条第2項（第7条第3項において準用する第5条第2項）の規定により提出します。

記

実施主体名：

注）不要な文字は、抹消すること。

第 号  
年 月 日

市町村長 様

熊本県知事

〇〇 年度熊本県シカ被害造林地機能回復支援事業実施  
（変更）計画の承認について（通知）

〇〇 年 月 日付け 第 号で提出のありました下記の実施主体に係る〇〇 年度熊本県シカ被害造林地機能回復支援事業実施（変更）計画については、別添通知書のとおり承認しましたので、熊本県シカ被害造林地機能回復支援事業実施要領第6条第1項（第7条第4項において準用する同第6条第1項）の規定に基づき通知します。

記

実施主体名：

注1 計画承認通知書（原本）を添付すること。

2 不要な文字は、抹消すること。

別記第5号様式（第6条第1項関係）

第 号  
年 月 日

実施主体 様

熊本県知事

〇〇 年度熊本県シカ被害造林地機能回復支援事業実施  
（変更）計画承認通知書

〇〇 年 月 日付け 第 号で申請のありました〇〇 年度熊本県シカ被害造林地機能回復支援事業実施（変更）計画については、熊本県シカ被害造林地機能回復支援事業実施要領第6条第1項（第7条第4項において準用する同第6条第1項）の規定に基づき承認します。

注）不要な文字は、抹消すること。

別記第6号様式（第6条第2項関係）

第 号  
年 月 日

実施主体 様

市町村長

〇〇 年度熊本県シカ被害造林地機能回復支援事業実施  
（変更）計画の承認について（通知）

〇〇 年 月 日付け 第 号で提出のあった〇〇 年度熊本県シカ被害造林地機能回復支援事業実施（変更）計画については、別添のとおり承認されましたので、熊本県シカ被害造林地機能回復支援事業実施要領第6条第2項（第7条第4項において準用する同第6条第2項）の規定により通知します。

注1 計画承認通知書（原本）を添付すること。

2 不要な文字は、抹消すること。

年度 シカ被害造林地機能回復支援事業実施変更計画書

実施主体名： \_\_\_\_\_

総括表

上段：変更後、下段：変更前

事業区分	事業量	事業費 円	当事業補助金 円	その他負担金		備考
				国庫補助等 円	その他 円	
1 シカ被害防止施設の機能回復事業						
シカ被害防止施設の点検						
シカ被害防止施設の復旧						
補植						
2 シカ被害防止柵設置事業						
3 剥皮被害防止資材（パークガード）設置事業						
4 剥皮被害防止資材（ヒノキ等枝条）設置事業						
合計						

1 シカ被害防止施設の機能回復事業

シカ被害防止施設の点検

番号	枝番	市町村	林小班			所在地 (大字～地番)	森林所有者	樹種	林齢	補助単価 ① 円/ha	事業量 ② ha	事業費 ③ 円	当事業補助金 ④=①*② 円	自己負担等 ⑤=③-④ 円	備考
			林班	小班	枝番										
		小計（市町村名）													
		計													

- 注) 1 事業費の内容は、県で定めた標準単価に基づくものとする。  
 2 適宜、行を追加して記載すること。  
 3 当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。  
 4 市町村ごとに小計を取ることで、千円未満を切捨てること。  
 5 該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。

シカ被害防止施設の復旧

番号	枝番	市町村	林小班			所在地 (大字～地番)	森林所有者	樹種	林齢	種別	補助単価 ① 円/m	事業量 ② m	事業費 ③ 円	当事業補助金 ④=①*② 円	自己負担等 ⑤=③-④ 円	備考
			林班	小班	枝番											
		小計（市町村名）														
		計														

- 注) 1 事業費の内容は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第5条の3に基づくものとする。  
 2 種別には、「通常タイプ」又は「スカートタイプ」を記入すること。  
 3 適宜、行を追加して記載すること。  
 4 当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。  
 5 市町村ごとに小計を取ることで、千円未満を切捨てること。  
 6 該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。

補植

番号	枝番	市町村	林小班			所在地 (大字～地番)	森林所有者	樹種	林齢	補助単価 ① 円/本	事業量 ② 本	事業費 ③ 円	当事業補助金 ④=①*② 円	自己負担等 ⑤=③-④ 円	備考
			林班	小班	枝番										
		小計（市町村名）													
		計													

- 注) 1 事業費の内容は、県で定めた標準単価に基づくものとする。  
 2 適宜、行を追加して記載すること。  
 3 当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。  
 4 市町村ごとに小計を取ることで、千円未満を切捨てること。  
 5 該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。

2 シカ被害防止柵設置事業

番号	枝番	市町村	林小班			所在地 (大字～地番)	森林所有者	樹種	林齢	種別	補助単価 ① 円/m	事業量 ② m	事業費 ③ 円	当事業補助金 ④=①*② 円	自己負担等 ⑤=③-④ 円	備考
			林班	小班	枝番											
		小計（市町村名）														
		計														

- 注) 1 事業費の内容は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第5条の3に基づくものとする。  
 2 種別には、「通常タイプ」又は「スカートタイプ」を記入すること。  
 3 適宜、行を追加して記載すること。  
 4 当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。  
 5 市町村ごとに小計を取ることで、千円未満を切捨てること。  
 6 該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。



年度 シカ被害造林地機能回復支援事業（変更）計画書（補助金交付申請用）

実施主体名： \_\_\_\_\_

総括表

事業区分	事業量	事業費	当事業補助金	その他負担金		備考
				国庫補助等	その他	
1 シカ被害防止施設の機能回復事業						
シカ被害防止施設の点検						
シカ被害防止施設の復旧						
補植						
2 シカ被害防止柵設置事業						
3 剥皮被害防止資材（パークガード）設置事業						
4 剥皮被害防止資材（ヒノキ等枝条）設置事業						
合計						

1 シカ被害防止施設の機能回復事業

シカ被害防止施設の点検

番号	枝番	市町村	林小班			所在地 (大字～地番)	森林所有者	樹種	林齢	補助単価 ① 円/ha	事業量 ② ha	事業費 ③ 円	当事業補助金 ④=①*② 円	自己負担等 ⑤=③-④ 円	備考
			林班	小班	枝番										
		小計（市町村名）													
		計													

- 注) 1 事業費の内容は、県で定めた標準単価に基づくものとする。  
 2 適宜、行を追加して記載すること。  
 3 当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。  
 4 市町村ごとに小計を取ることで、千円未満を切捨てること。  
 5 該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。

シカ被害防止施設の復旧

番号	枝番	市町村	林小班			所在地 (大字～地番)	森林所有者	樹種	林齢	種別	補助単価 ① 円/m	事業量 ② m	事業費 ③ 円	当事業補助金 ④=①*② 円	自己負担等 ⑤=③-④ 円	備考
			林班	小班	枝番											
		小計（市町村名）														
		計														

- 注) 1 事業費の内容は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第5条の3に基づくものとする。  
 2 種別には、「通常タイプ」又は「スカートタイプ」を記入すること。  
 3 適宜、行を追加して記載すること。  
 4 当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。  
 5 市町村ごとに小計を取ることで、千円未満を切捨てること。  
 6 該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。

補植

番号	枝番	市町村	林小班			所在地 (大字～地番)	森林所有者	樹種	林齢	補助単価 ① 円/本	事業量 ② 本	事業費 ③ 円	当事業補助金 ④=①*② 円	自己負担等 ⑤=③-④ 円	備考
			林班	小班	枝番										
		小計（市町村名）													
		計													

- 注) 1 事業費の内容は、県で定めた標準単価に基づくものとする。  
 2 適宜、行を追加して記載すること。  
 3 当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。  
 4 市町村ごとに小計を取ることで、千円未満を切捨てること。  
 5 該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。

2 シカ被害防止柵設置事業

番号	枝番	市町村	林小班			所在地 (大字～地番)	森林所有者	樹種	林齢	種別	補助単価 ① 円/m	事業量 ② m	事業費 ③ 円	当事業補助金 ④=①*② 円	自己負担等 ⑤=③-④ 円	備考
			林班	小班	枝番											
		小計（市町村名）														
		計														

- 注) 1 事業費の内容は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第5条の3に基づくものとする。  
 2 種別には、「通常タイプ」又は「スカートタイプ」を記入すること。  
 3 適宜、行を追加して記載すること。  
 4 当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。  
 5 市町村ごとに小計を取ることで、千円未満を切捨てること。  
 6 該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。

3 剥皮被害防止資材（パークガード）設置事業

番号	枝番	市町村	林小班			森林所有者	樹種	林齢	設置本数 区分	補助区分	補助単価 ① 円/ha	事業量 ② ha	事業費 ③ 円	当事業補助金 ④=①*② 円	活用する国庫補助事業			自己負担等 ⑦=③-④-⑥ 円	備考 (1ha当たりの 設置本数)
			林班	小班	枝番										事業名	補助率 ⑤ %	補助金額 ⑥=②*⑤ 円		
		小計（市町村名）																	
		計																	

- 注) 1 事業費の内容は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第5条の3に基づくものとする。  
 2 「活用する国庫補助事業」欄は、国庫補助事業を併用する場合に記入し、「事業名」は、森林環境保全直接支援事業の場合は「直接支援」、環境林整備事業の場合は「公的森林」、特定森林再生事業の場合は「森林緊急」と記載し、「補助率」と「補助金額」は、それぞれの事業に応じて適切に記載すること。  
 3 設置本数区分は、別表より該当する設置本数（500以上600未満等）を記載すること。  
 4 補助区分は、「国庫補助併用」又は「単独」を記入すること。  
 5 適宜、行を追加して記載すること。  
 6 当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。  
 7 市町村ごとに小計を取ることで、千円未満を切捨てること。  
 8 該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。

4 剥皮被害防止資材（ヒノキ等枝条）設置事業

番号	枝番	市町村	林小班			所在地 (大字～地番)	森林所有者	樹種	林齢	補助単価 ① 円/ha	事業量 ② ha	事業費 ③ 円	当事業補助金 ④=①*② 円	自己負担等 ⑤=③-④ 円	備考
			林班	小班	枝番										
		小計（市町村名）													
		計													

- 注) 1 事業費の内容は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第5条の3に基づくものとする。  
 2 適宜、行を追加して記載すること。  
 3 当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。  
 4 市町村ごとに小計を取ることで、千円未満を切捨てること。  
 5 該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

所在地  
実施主体  
代表者

〇〇 年度熊本県シカ被害造林地機能回復支援事業完了届  
〇〇 年 月 日付け森整第 号で補助金交付決定のありました熊本  
県シカ被害造林地機能回復支援事業について、事業を完了しましたので、熊本県シ  
カ被害造林地機能回復支援事業実施要領第12条の規定に基づき届け出ます。

記

（添付資料）

- 1 別記第8号様式
- 2 国庫補助事業を併用した場合は、帳票の写し
- 3 着手前及び完了後の写真
- 4 事業を実施した箇所的位置図（5万分の1地形図又はこれに準ずるもの）
- 5 事業を実施した箇所の区域図（施行地の区域を示した森林計画図又はこれに準ずる縮尺5千分の1程度の地形図）

注1 不要な文字は、抹消すること。

- 2 添付資料1の別記第8号様式は、表題を「シカ被害造林地機能回復支援事業完了一覧」とし、事業完了内容を記載すること。
- 3 国庫補助事業の補助金交付申請に伴うしゅん工検査が完了している箇所については、3から5までの資料の添付を省略することができる。
- 4 国庫補助事業の帳票には、熊本県造林事業等しゅん工検査要領第5条第2項の現地検査依頼書に添付されたものを含む。
- 5 国庫補助事業の帳票は、本事業を行った箇所に丸印を付け、実面積等の欄の下段に本事業に係る事業量を朱書きすること。



3 剥皮被害防止資材（パークガード）設置事業

番号	枝番	市町村	林小班			森林所有者	樹種	林齢	設置本数 区分	補助区分	補助単価 ① 円/ha	事業量 ② ha	事業費 ③ 円	当事業補助金 ④=①*② 円	活用する国庫補助事業			自己負担等 ⑦=③-④-⑥ 円	備考 (1ha当たりの 設置本数)
			林班	小班	枝番										事業名	補助率 ⑤ %	補助金額 ⑥=②*⑤ 円		
		小計（市町村名）																	
		計																	

- 注) 1 事業費の内容は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第5条の3に基づくものとする。
- 2 「活用する国庫補助事業」欄は、国庫補助事業を併用する場合に記入し、「事業名」は、森林環境保全直接支援事業の場合は「直接支援」、環境林整備事業の場合は「公的森林」、特定森林再生事業の場合は「森林緊急」と記載し、「補助率」と「補助金額」は、それぞれの事業に応じて適切に記載すること。
- 3 設置本数区分は、別表より該当する設置本数（500以上600未満等）を記載すること。
- 4 補助区分は、「国庫補助併用」又は「単独」を記入すること。
- 5 適宜、行を追加して記載すること。
- 6 当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
- 7 市町村ごとに小計を取ることで、千円未満を切捨てること。
- 8 該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。

4 剥皮被害防止資材（ヒノキ等枝条）設置事業

番号	枝番	市町村	林小班			所在地 (大字～地番)	森林所有者	樹種	林齢	補助単価 ① 円/ha	事業量 ② ha	事業費 ③ 円	当事業補助金 ④=①*② 円	自己負担等 ⑤=③-④ 円	備考
			林班	小班	枝番										
		小計（市町村名）													
		計													

- 注) 1 事業費の内容は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第5条の3に基づくものとする。
- 2 適宜、行を追加して記載すること。
- 3 当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
- 4 市町村ごとに小計を取ることで、千円未満を切捨てること。
- 5 該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。

年度 シカ被害造林地機能回復支援事業実績書

実施主体名： \_\_\_\_\_

総括表

事業区分	事業量	事業費 円	当事業補助金 円	その他負担金		備考
				国庫補助等 円	その他 円	
1 シカ被害防止施設の機能回復事業						
シカ被害防止施設の点検						
シカ被害防止施設の復旧						
補植						
2 シカ被害防止柵設置事業						
3 剥皮被害防止資材 （パークガード）設置事業						
4 剥皮被害防止資材 （ヒノキ等枝条）設置事業						
合計						

1 シカ被害防止施設の機能回復事業

シカ被害防止施設の点検

番号	枝番	市町村	林小班			所在地 (大字～地番)	森林所有者	樹種	林齢	補助単価 ① 円/ha	事業量 ② ha	事業費 ③ 円	当事業補助金 ④=①*② 円	自己負担等 ⑤=③-④ 円	備考
			林班	小班	枝番										
		小計（市町村名）													
		計													

- 注) 1 事業費の内容は、県で定めた標準単価に基づくものとする。  
 2 適宜、行を追加して記載すること。  
 3 当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。  
 4 市町村ごとに小計を取ることをし、千円未満を切捨てること。  
 5 該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。

シカ被害防止施設の復旧

番号	枝番	市町村	林小班			所在地 (大字～地番)	森林所有者	樹種	林齢	種別	補助単価 ① 円/m	事業量 ② m	事業費 ③ 円	当事業補助金 ④=①*② 円	自己負担等 ⑤=③-④ 円	備考
			林班	小班	枝番											
		小計（市町村名）														
		計														

- 注) 1 事業費の内容は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第5条の3に基づくものとする。  
 2 種別には、「通常タイプ」又は「スカートタイプ」を記入すること。  
 3 適宜、行を追加して記載すること。  
 4 当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。  
 5 市町村ごとに小計を取ることをし、千円未満を切捨てること。  
 6 該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。

補植

番号	枝番	市町村	林小班			所在地 (大字～地番)	森林所有者	樹種	林齢	補助単価 ① 円/本	事業量 ② 本	事業費 ③ 円	当事業補助金 ④=①*② 円	自己負担等 ⑤=③-④ 円	備考
			林班	小班	枝番										
		小計（市町村名）													
		計													

- 注) 1 事業費の内容は、県で定めた標準単価に基づくものとする。  
 2 適宜、行を追加して記載すること。  
 3 当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。  
 4 市町村ごとに小計を取ることをし、千円未満を切捨てること。  
 5 該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。

2 シカ被害防止柵設置事業

番号	枝番	市町村	林小班			所在地 (大字～地番)	森林所有者	樹種	林齢	種別	補助単価 ① 円/m	事業量 ② m	事業費 ③ 円	当事業補助金 ④=①*② 円	自己負担等 ⑤=③-④ 円	備考
			林班	小班	枝番											
		小計（市町村名）														
		計														

- 注) 1 事業費の内容は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第5条の3に基づくものとする。  
 2 種別には、「通常タイプ」又は「スカートタイプ」を記入すること。  
 3 適宜、行を追加して記載すること。  
 4 当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。  
 5 市町村ごとに小計を取ることをし、千円未満を切捨てること。  
 6 該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。

3 剥皮被害防止資材（パークガード）設置事業

番号	枝番	市町村	林小班			森林所有者	樹種	林齢	設置本数 区分	補助区分	補助単価 ① 円/ha	事業量 ② ha	事業費 ③ 円	当事業補助金 ④=①*② 円	活用する国庫補助事業			自己負担等 ⑦=③-④-⑥ 円	備考 (1ha当たりの 設置本数)
			林班	小班	枝番										事業名	補助率 ⑤ %	補助金額 ⑥=②*⑤ 円		
		小計（市町村名）																	
		計																	

- 注) 1 事業費の内容は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第5条の3に基づくものとする。  
 2 「活用する国庫補助事業」欄は、国庫補助事業を併用する場合に記入し、「事業名」は、森林環境保全直接支援事業の場合は「直接支援」、環境林整備事業の場合は「公的森林」、特定森林再生事業の場合は「森林緊急」と記載し、「補助率」と「補助金額」は、それぞれの事業に応じて適切に記載すること。  
 3 設置本数区分は、別表より該当する設置本数（500以上600未満等）を記載すること。  
 4 補助区分は、「国庫補助併用」又は「単独」を記入すること。  
 5 適宜、行を追加して記載すること。  
 6 当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。  
 7 市町村ごとに小計を取ることで、千円未満を切捨てること。  
 8 該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。

4 剥皮被害防止資材（ヒノキ等枝条）設置事業

番号	枝番	市町村	林小班			所在地 (大字～地番)	森林所有者	樹種	林齢	補助単価 ① 円/ha	事業量 ② ha	事業費 ③ 円	当事業補助金 ④=①*② 円	自己負担等 ⑤=③-④ 円	備考
			林班	小班	枝番										
		小計（市町村名）													
		計													

- 注) 1 事業費の内容は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第5条の3に基づくものとする。  
 2 適宜、行を追加して記載すること。  
 3 当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。  
 4 市町村ごとに小計を取ることで、千円未満を切捨てること。  
 5 該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。

別記第12号様式(第15条第2項関係)

出 来 高 調 書

事業の内容	事業量	補助金額 円	既受領額		今回請求額		残高	事業完了 予定年月日
			補助金額 円	出来高 %	補助金額 円	出来高 %	補助金額 円	
1 シカ被害防止施設の機能回復事業								
シカ被害防止施設の点検	ha							
シカ被害防止施設の復旧	m							
補植	本							
2 シカ被害防止柵設置事業	ha							
3 剥皮被害防止資材 (バークガード)設置事業	ha							
4 剥皮被害防止資材 (ヒノキ等枝条)設置事業	m							
合 計								

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

職名

氏名

年度 シカ被害造林地機能回復支援事業台帳

実施主体名：

区分	番号	枝番	市町村	林小班			所在地	森林所有者名	施行面積 (実面積) ha	事業量 施設等 m、本	当事業の補助金等				活用国庫補助事業		備考	
				林班	小班	枝番					事業費 円	補助金額 円	交付決定		事業名	申請時期 年月		
													年月日	番号				
1 シカ被害防止施設の 復旧支援事業																		
2 シカ被害防止柵 設置事業																		
3 剥皮被害防止資材 (バークガード)設置事業																		
4 剥皮被害防止資材 (ヒノキ等枝条)設置事業																		
合計																		

(注)

- 1 事業量は、各区分に対応した欄に数値のみ記載すること。また、活用国庫補助事業欄は、該当するものについて記載すること。
- 2 適宜行を追加して記載すること。また、不要な行は削除すること。
- 3 国庫補助事業を活用したものについては、当該事業の交付申請書(帳票)の写しを用い、事業を行った箇所に丸印を付け、施行本数等の欄の下段に本事業に係る事業量を朱書きすることで本台帳に代えることができる。